

平成28年9月30日

我孫子市長 星野 順一郎 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

「放射能対策に要した費用の請求について（平成27年度分）」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、貴市より平成28年8月26日付 環手第389号にて頂戴いたしました「放射能対策に要した費用の請求について（平成27年度分）」につきまして、別紙のとおり、引き続きご事情を詳しくお伺いさせていただき、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいります。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上



| 項目 | 弊社の考え方 |
|---|--|
| 焼却灰処理等関係費用 ・ごみ焼却灰処理費 ・ごみ焼却灰等放射性物質検査費 ・剪定枝木等チップ処分費 ・剪定枝木等チップ保管用ストックヤード整備・維持管理費 | <p>廃棄物処理事業に係る追加的費用の賠償につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。</p> <p>頂戴しております平成27年度分のご請求分につきましては、ご提出いただく証憑類の内容を確認させていただき、適切に対応してまいります。</p> |
| 人件費等 ・放射能対策室職員人件費 ・平成23～26年度請求未払い分 | <p>職員対応費に係る追加的費用の賠償につきましては、基本的には弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき、実施を余儀なくされた業務を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担として職員対応費が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただいた場合に、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。</p> <p>頂戴しております平成27年度分のご請求分につきましては、ご提出いただく証憑類の内容を確認させていただき、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、勤務時間内における職員人件費につきましては、追加的な支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただいております。</p> |